

平成27年度定期監査（後期）の結果に対する措置状況の公表について

地方自治法第199条第4項及び第7項の規定により実施した、平成27年度定期監査（後期）の結果に基づき講じた措置について、市長等から通知があったので同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成28年5月18日

江別市監査委員 中 村 秀 春
江別市監査委員 齊 藤 佐知子

所管課等	監査結果（内容）	措置状況の概要
豊幌両自治会 連絡協議会 （市民生活課） H27.10.1監査 H27.11.30報告	【経理事務について】 地域別最低賃金額未満の支払いが散見されることから、ほぼ毎年行われる改定に留意し、法令を遵守した適正な経理事務の執行に努められたい。	【措置済み】 指定管理者 豊幌両自治会連絡協議会に対し、地域別最低賃金額を下回らないよう文書により通知し、賃金の取扱いを改めるよう指導を行った。今後については最低賃金額の改定に留意し、適正な経理事務の執行に努めるよう指導を行った。
東部地区施設 管理協議会 （市民生活課） H27.10.1監査 H27.11.30報告	【事業報告書の提出時期について】 毎月の事業報告書の提出期限は、基本協定書に基づき翌月10日であるが、毎月、大幅に遅れて提出されていることから、協定書を遵守されたい。 【経理事務について】 ① 発生主義と現金主義が混在する経理を行っていることから、適正な経理事務の執行に努められたい。 ② 金銭出納帳に支払い月日が記載されていないことから、適正な経理事務の執行に努められたい。 ③ 請求年月日が記載されておらず、また、それを受領した年月日のわかる受付印もない請求書が散見されることから、適正な経理事務の執行に努められたい。 ④ 地域別最低賃金額未満の支払いが散見されることから、ほぼ毎年行われ	【措置済み】 毎月の事業報告書の提出の遅延は、請求額が月末にならないと確定しない費目があるということが原因であったため、金額等未確定である場合も期限内に提出し、金額等が確定次第改めて提出するよう指導した。 【措置済み】 ① 経理事務の手法について、今後は発生主義に統一して執行することとした。 【措置済み】 ② 金銭出納帳への支払い月日の記載を徹底するよう指導した。 【措置済み】 ③ 請求書への受付印押印の徹底を指導した。 【措置済み】 ④ 地域別最低賃金額を下回らないよう文書により通知し、賃金の取扱いを改めるよう指導を行っ

文京台地区センター指定管理会 (市民生活課) H27. 10. 1監査 H27. 11. 30報告	る改定に留意し、法令を遵守した適正な経理事務の執行に努められたい。 【経理事務について】 地域別最低賃金額未満の支払いが散見されることから、ほぼ毎年行われる改定に留意し、法令を遵守した適正な経理事務の執行に努められたい。	た。今後については最低賃金額の改定に留意し、適正な経理事務の執行に努めるよう指導を行った。 【措置済み】 指定管理者 文京台地区センター指定管理会に対し、地域別最低賃金額を下回らないよう文書により通知し、賃金の取扱いを改めるよう指導を行った。今後については最低賃金額の改定に留意し、適正な経理事務の執行に努めるよう指導を行った。
情報推進課 H27. 10. 30監査 H28. 1. 29報告	【契約事務について】 江別第三小学校光ケーブル移設作業に係る工事請負契約の締結において、契約管財課長が専決すべきところ、情報推進課長が専決しているので、今後、事務専決規程を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。	【措置済み】 契約事務を進めるにあたり、「江別市事務専決規程」による専決区分の確認を行い、同規程を遵守するよう課内での周知徹底をした。
秘書課 H27. 10. 30監査 H28. 2. 1報告	【補助金交付事務について】 国際交流推進協議会及び都市提携委員会へ毎年補助金を交付しているが、当該補助金は予算措置に基づく補助であり、今後も国際交流や姉妹都市、友好都市との交流を推進するため当該協議会等へ継続的に補助を行うのであれば、補助金交付事務の透明性を確保するため要綱等を整備し、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。	【実施中】 国際交流推進協議会及び都市提携委員会への補助金については、従来から両団体の交付申請に基づき、事業実績及び事業計画等について精査した上で適正に交付してきたところであるが、国際交流事業並びに姉妹都市・友好都市交流事業を実施する両団体に対しては、今後も引き続き事業継続のために補助金を交付することが見込まれること、さらに補助金交付事務の透明性を確保し、適正な執行に努めるため、新たに「江別市国際交流推進協議会補助金交付要綱」、「江別市都市提携委員会補助金交付要綱」を制定し、平成28年4月1日から施行することとした。
危機対策室参事(危機対策・防災担当) H27. 10. 30監査 H27. 11. 9報告	【契約事務について】 物品購入に係る納入期限を契約年度の翌年度に設定している不適切な事務処理があったことから、今後関係法令を遵守し、適正な契約事務の執行に努められたい。	【措置済み】 物品購入契約を進めるにあたり、平成27年度はもとより、今後関係法令を遵守することとした。
給食センター H27. 11. 5監査 H27. 11. 26報告	【契約事務について】 委託業務契約書に貼付する収入印紙は、契約金額と消費税額及び地方消費税額が区分記載されている場合は、契約金額に応じて税率を適用することとなるので、今後の取り扱いに留意されたい。	【措置済み】 委託業務契約書貼付の収入印紙について、今回については委託業者の貼付額に特に不足が生じていなかったため看過してしまったが、今後は予め貼付する収入印紙額を相手方委託業者に伝え、適正な額の収入印紙を貼付するよう取扱の改善を図ったところである。

教育部総務課 H27. 11. 12監査 H28. 2. 5報告	【前渡資金の精算事務について】 前渡資金の精算残金を精算と同時に返納すべきところ、返納せず引き続き口座管理している不適切な事務処理が見られたことから、今後、江別市会計規則を遵守し、適正な会計事務の執行に努められたい。	【措置済み】 前渡資金の精算事務については、指導のあった月以後、会計規則に基づき、前渡資金の精算残金を精算と同時に資金前渡精算兼精算命令書により返納を行っている。
生涯学習課 H27. 11. 19監査 H27. 12. 8報告	【補助金交付事務について】 各種団体等への補助金交付事務において、事業終了後の完了報告書の提出が多く、多くの団体において遅延しており、中には出納閉鎖期間を経過して6月に提出されている事例もある。 また、生涯学習課で事務局を担当している補助事業においても事業終了後約2か月を要するなど、不適切な事務処理が散見されるので、今後は江別市教育振興事業補助金交付規則等を遵守し、適正な事務の執行に努めるとともに、各種団体等に対して適切に指導されたい。	【実施中】 各団体の補助事業終了後、直ちに事業完了報告書を提出するよう各団体に指導し、事業完了報告書の提出遅延を是正する。
学校教育課 H27. 11. 19監査 H27. 12. 28報告	【補助金交付事務について】 ① 収支決算書の監査について 補助金を交付している団体の監査が、会計年度終了前に行われている事例が散見されることから、適切な時期に監査するよう指導されたい。 また、補助金交付の所管課長が団体の役員として監査を行うことは、交付事務に疑念を抱かれる可能性があることから、その妥当性について検討されたい。 ② 通知書の様式について 江別市教育振興事業補助決定額通知書の様式については、補助金交付規則に基づき、適切な事務処理に努められたい。	【検討中】 補助金交付団体における監査については、今年度から会計年度終了後に監査することとする。 また、補助金交付の所管である学校教育課の課長が団体の役員として監査を行っていることについては、来年度から行わないこととする。 【検討中】 江別市教育振興事業補助金交付規則に定める第2号様式（「江別市教育振興事業補助決定額通知書」）を改正することとする。
スポーツ課 H27. 11. 19監査 H28. 1. 19報告	【補助金交付事務について】 補助金交付事業の完了後に提出される報告書について提出遅延が散見されることから、江別市教育振興事業補助金交付規則等を遵守し適正な事務の執行に努めるとともに、各種団体等に対して適切に指導されたい。	【実施中】 各団体の補助事業終了後、適切に事業完了報告書を提出するよう各団体に指導し、事業完了報告書の提出遅延を是正する。

政策推進課 参事（住環境 活性化・公共 交通担当） H27. 11. 25監査 H28. 2. 29報告	【補助金交付事務について】 豊幌駅業務運営費補助要綱に基づき、豊幌両自治会連絡協議会に対し補助金を交付しており、補助の対象を豊幌駅の管理運営に要する経費のうち人件費としているが、協議会が支払う賃金は、地域別最低賃金額未満である。 このことから、補助金の適正な執行を期するため、ほぼ毎年行われる改定に留意のうえ指導を行い、適正な補助金交付事務に努められたい。	【実施中】 補助対象団体である豊幌両自治会連絡協議会に対し、補助の対象である豊幌駅の管理運営に要する経費のうち、人件費として協議会が支払う賃金について、地域別最低賃金の改定内容に基づき、適正に処理するよう指導した。
廃棄物対策課 H27. 12. 17監査 H28. 2. 16報告	【し尿証紙の取り扱いについて】 証紙の保管、出納については、会計管理者の職務権限であることから、廃棄物対策課において、汚損した証紙を無効とし、裁断処分することについては不適切な事務処理である。関係法令等に基づき、適正に事務を遂行されたい。 【し尿処理手数料の徴収方法について】 市民の利便性向上や事務の効率化を図るため、今後、証紙による徴収方法の効果及び適否について検討されたい。	【措置済み】 証紙の保管および出納については、平成 27 年 2 月 1 日から、条例で定められている本来管理すべき会計管理者で行っており、廃棄物対策課では売捌き人からの購入申込時に、申込枚数を会計課から受け取ることとしている。 受取後は汚損や紛失がないよう金庫で適正に管理しており、これまで汚損、紛失は無いが、今後万が一でも汚損等が生じた場合は、速やかに会計管理者に連絡し、汚損証紙の引き渡し、紛失の報告をした上で新しい証紙を払出ししてもらう体制に改めた。 【検討中】 現在は市から売捌き人（し尿処理収集委託業者）へ証紙を販売し、市民が売捌き人から証紙を購入して収集してもらう形をとっている。 これにより、市民は証紙を購入することでし尿処理手数料の支払いに代えられるため、後日金融機関等で振込みを行う必要がなく、負担が少ないと考えられる。 また、市としても収入未済が生じることがなく、手数料の領収にかかる処理が不要なため、事務処理の効率化が図られている。 証紙を廃止した場合、市民から手数料を直接収納するなど事務量の増加が見込まれるが、市民の利便性や事務の効率化を図るため、今後、より適した方法を検討していきたい。
商工労働課参事（地域雇用・産業連携担当） H27. 12. 17監査 H28. 1. 21報告	【補助金交付事務について】 事業終了後の実績報告書の提出が遅延している事例が散見されることから、各種団体に対し早期提出について指導するとともに、適正な事務の執行に努められたい。 また、団体の会計監査で、補助金交付の所管である担当参事が監事として監査を執行しているが、補助金交付事務の透明性の確保の観点から、細心の注意を払い慎重に対応されたい。	【実施中】 ・実績報告書の提出について、事業終了後速やかに提出するよう各種団体に指導していく。 また、課内において補助金交付事務の適正な執行について確認し、徹底を図った。 ・該当する団体の規約上では監事 1 名に担当する経済部課長職をもって充てる旨を定めていることから、平成 28 年度の総会を目途に補助金交付に関わらない者を監事職に充てるよう規約の改正を含めて当該団体と協議を行った。

市民生活課 H28. 1. 7監査 H28. 3. 28報告	【指定管理者に係る事務について】 指定管理者から提出される事業報告書について、適切な点検が行われていないことから、内容を十分点検し、適切な指導及び監督を行うよう努められたい。 【補助金交付事務について】 予算措置に基づき毎年交付している補助金については、交付事務の透明性を確保するため、要綱等を整備し、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。	【実施中】 指定管理者に対し、適切な内容の事業報告書を作成するよう指導を行うとともに、指定管理者から提出された事業報告書の内容を課内で十分な点検を行うよう徹底し、適切な指導監督を行うこととした。 【実施中】 江別市自治会連絡協議会、江別市民憲章推進協議会、江別防犯協会、及び江別地区暴力追放運動推進協議会への補助金については、従来から各団体の交付申請に基づき、事業実績及び事業計画等について精査した上で適正に交付してきたところであるが、各団体に対しては、今後も引き続き事業継続のために補助金を交付することが見込まれること、さらに補助金交付事務の透明性を確保し、適正な執行に努めるため、新たに「江別市自治会連絡協議会補助金交付要綱」、「江別市民憲章推進協議会補助金交付要綱」、「江別防犯協会補助金交付要綱」及び「江別地区暴力追放運動推進協議会補助金交付要綱」を制定し、平成28年4月1日から施行することとした。
環境課 H28. 1. 7監査 H28. 3. 29報告	【補助金交付事務について】 予算措置に基づき毎年交付している補助金については、交付事務の透明性を確保するため、要綱等を整備し、適正な補助金交付事務の執行に努められたい。	【実施中】 江別市民憲章推進協議会への補助金については、従来から交付申請に基づき、事業実績及び事業計画等について精査した上で適正に交付してきたところであるが、今後も引き続き事業継続のために補助金を交付することが見込まれること、さらに補助金交付事務の透明性を確保し、適正な執行に努めるため、新たに「江別市民憲章推進協議会補助金交付要綱」を制定し、平成28年4月1日から施行することとした。

揭示期限：平成28年5月31日